

一括受ガスに関する検討

2018年11月29日

資源エネルギー庁

第2回ガスWGでの議論（一括受ガス関連）①

- 第2回ガスWGでは一括受ガスに関し、委員・オブザーバー・事業者から下記の御提案・御意見を頂いた。

事業者の提案

- 同じ建物形態・ガス使用形態の全ての需要家が、託送料金上公平に扱われるよう、「一括受ガスを制度化する」「既存の一括受ガス状態を期限を区切って解消する」のいずれかの整理をお願いしたい。【事業者】

一括受ガスへのニーズ

- 多くの顧客が一括受電を選択している。一括受電事業者からの一括受ガス解禁ニーズがある。【オブザーバー】
- 他事業者が、関西電力の提案とは異なる事業モデルを求めているかはヒアリングが必要ではないか。

価格競争促進効果

- 従前どおり一般ガス導管事業者が保安を行うこととする一括受ガスモデルでは、検針原価の一部を除外し、託送料金を低減できる余地がある。【事業者】
- 価格が合理的な理由で引き下がるか。一括受ガス事業者が負担すべきコストを一般ガス導管事業者に押しつけるクリームスキミングが起きないか、起きないとしても適切な競争になるのか要確認。
- 一括受ガス物件が割安な託送料金を適用される一方、他のマンションや戸建住宅にしわ寄せが行く可能性があり、公平性の問題をどのように解消するかが重要。

スイッチング選択肢

- 一括受ガスを採用する建物に入居するか否かは、各需要家の選択に委ねられるため、選択の自由の制約という側面だけでなく、選択肢を増やす側面もある。【事業者】
- 一括受ガス解禁は、利用者メニューの多様化と事業機会の拡大の観点で重要。【オブザーバー】
- 自由化の基本は、競争を促進することで需要家の選択肢を拡大・確保することだが、一括受ガスが需要家の選択肢を制約することで競争を促進するという考え方になり、基本に反していないか十分注意が必要。
- 一括受ガスという一種の囲い込み営業が、競争促進に働くのかスイッチング阻害となるのか。選択肢が制約されることで、一時的にガス料金が下がったとしても、中長期的には消費者に不利益をもたらすこともあるのではないか。
- 無償配管問題が都市ガスでも誘発されることを懸念する。
- 一括受ガスで高圧一括受電のような設備がないのであれば、長期契約は合理化されない。
- 一括受ガス事業者のスイッチング、一旦入ってしまった後の乗り換えの容易化等についても十分検討・手当が必要。
- 一括受電の長期契約に問題がないか、別の審議会で議論すべき。

第2回ガスWGでの議論（一括受ガス関連）②

- 第2回ガスWGでは一括受ガスに関し、委員・オブザーバー・事業者から下記の御提案・御意見を頂いた。

需要家保護

- 需要家の選択肢の実質的確保は肝であり、需要家保護策について十分に議論を深める必要がある。
- 一括受電等は、事前に長期契約を前提としていることを入居者が知りうる担保が制度上とれていないのでは。
- 一括受電や一括受ガス、または通信など、マンション等においてインフラを一括で契約する制度について、何らかルールを定める必要がないか。

受ガス実態

- 受ガス実態の整理はワンタッチ卸の整理と整合的なのか。【オブザーバー】
- 低圧一括受ガスを電気とのアナロジーで考えても認める理由が見当たらないのでは。無理に受ガス設備を作るのも不経済である。

保安

- 保安の観点から導管事業者の保安責任を見直すことで対応できるのか、前向きに検討してほしい。【オブザーバー】
- 都市ガスの供給から消費まで安全性を担保できるのか整理が必要。
- 一括受ガスの導入により、内管やメーターの管理はどうするか、ガス漏れのような非常時の連絡や対応が迅速に行われるか。
- 関西電力の提案する、一般ガス導管事業者が保安・メーター設置を担う事業モデルであれば、メーター設置に関する保安上の問題は解消される。

是正中の一括受ガス事案

- 一部の需要家のみ一括受ガス状態となっているのは、託送料金の公平性、託送料金の回収の観点から問題がある。期限を区切って是正すべき。【事業者】
- 契約が総合化されているケースは、ガス小売事業者と一般ガス導管事業者とが連携して、早期の是正に努力したい。【オブザーバー】
- 元々一需要場所だった地点に子メーターが設置される場合は、一括受ガスが実質上行われていると整理してよいのか。

その他

- 検針とメーター設置の主体の分離の可能性・合理性は、一括受ガスの文脈に限らず整理が必要ではないか。

一括受ガス事業を特徴づける4要素

- 前回WGで頂いた委員・オブザーバーの御意見と事業者プレゼンを踏まえると、前回の事務局資料で提示した事業の評価項目に関連して、事業を特徴づける4要素が下記のとおり抽出されるのではないかと。

事業の4要素	論点になる事業の評価項目
契約単位	価格競争促進効果 スイッチング選択肢 需要家保護 受ガス実態
保安責任	価格競争促進効果 スイッチング選択肢 受ガス実態 保安水準
契約期間	価格競争促進効果 スイッチング選択肢
引き込み圧力	価格競争促進効果 スイッチング選択肢 受ガス実態

今回の検討事項

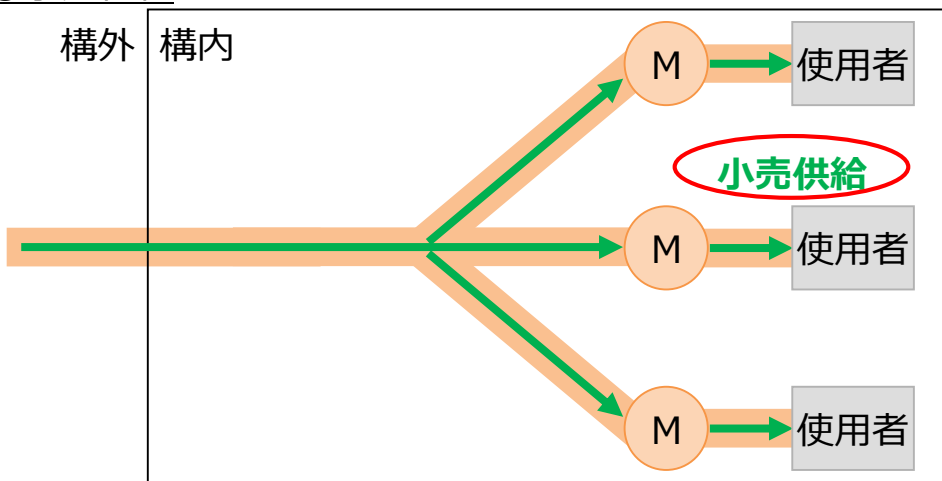
- 今回は、通常の小売供給モデル①及び一括受ガスの事業モデル例②～⑤の比較検討を通じて、契約単位や保安責任等それぞれの事業要素が評価項目に与える影響などを議論いただきたい。

事業モデル例	事業要素				関連する 評価項目・論点
	契約単位	保安責任	契約期間	引き込み 圧力	
①小売供給 各戸契約・導管事業者保安・短期契約・低圧モデル	各戸	導管 事業者	短期	低圧	—
②一括契約・導管事業者保安・短期契約・低圧モデル	一括	導管 事業者	短期	低圧	需要家保護 スイッチング選択肢 価格競争促進効果 受ガス実態
③一括契約・一括事業者保安・短期契約・低圧モデル	一括	一括 事業者	短期	低圧	需要家保護 スイッチング選択肢 価格競争促進効果 受ガス実態 保安水準
④一括契約・一括事業者保安・長期契約・低圧モデル	一括	一括 事業者	長期	低圧	需要家保護 スイッチング選択肢 価格競争促進効果 受ガス実態 保安水準 長期契約の合理性
⑤一括契約・一括事業者保安・長期契約・中高圧モデル	一括	一括 事業者	長期	中高圧	需要家保護 スイッチング選択肢 価格競争促進効果 受ガス実態 保安水準 長期契約の合理性

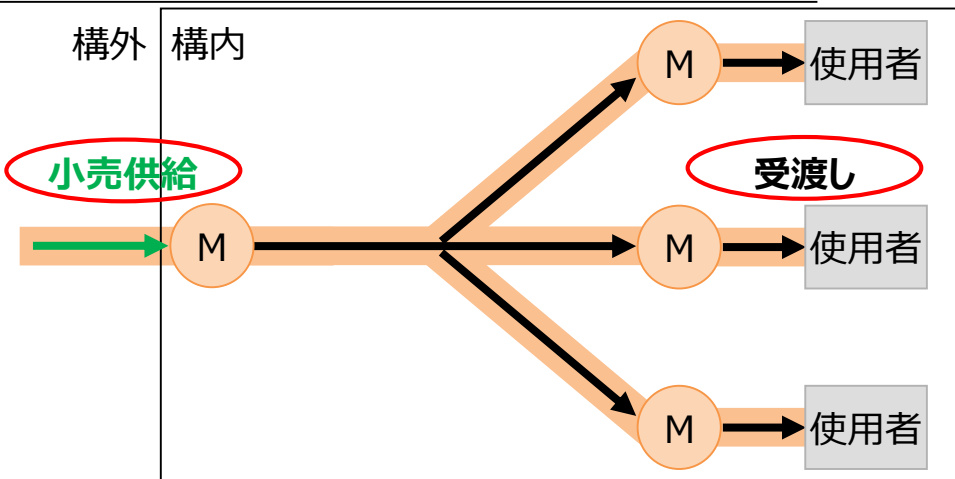
事業要素 1：契約単位（①各戸契約と②一括契約の比較）

- 事業モデル①では、ガス小売事業者と各戸の使用者との間で小売契約が結ばれ、②では、ガス小売事業者と一括事業者の間に小売契約、一括事業者と各戸の使用者との間で受渡し契約が結ばれる。②の各戸メーターの検針は一括事業者が担う。
- ②は、最終使用者のスイッチングが制約され、また需要家保護が担保されないため、デメリットが大きいのではないかな。
- ②は、実質的な価格低減効果を見込み難く、一括事業者に受ガス実態があるともみなせないのではないかな。

①小売供給



②一括契約・導管事業者保安・短期契約・低圧モデル



<評価項目>

価格競争促進効果

- 導管事業者から一括事業者への経費移転（各戸検針）
- 経費増（一括事業者マージン、一括メーター設置等）

スイッチング選択肢

- 最終使用者の各戸単位契約と一括事業者の一棟単位契約

需要家保護

- 法的担保の有無（ガス事業法上の規定が適用されるか）

受ガス実態

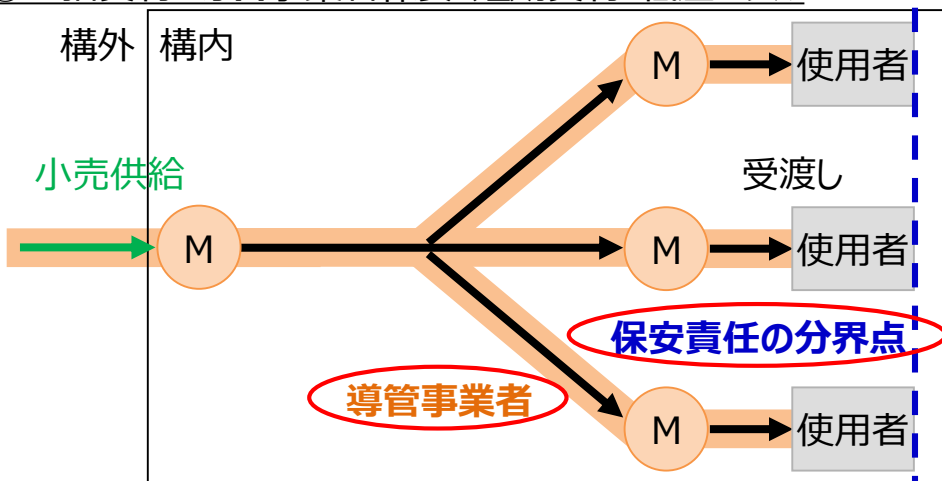
- 一括事業者を需要家とみなしうる業務実態の有無

保安水準

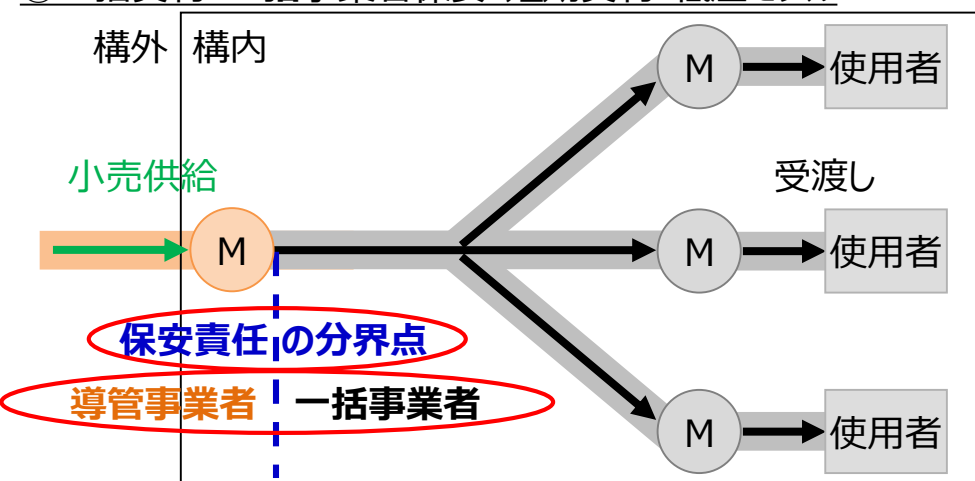
事業要素2：保安責任（②導管事業者保安と③一括事業者保安の比較）

- 事業モデル②では現行の保安責任の整理と同様、導管事業者に保安責任が課され、内管・メーターを導管事業者が維持・管理するが、③では一括事業者に保安責任が課され、内管・メーターを一括事業者が維持・管理する。
- ③では、保安責任を一括事業者に課すことで、保安水準の低下が懸念されないか。また、内管を一括事業者が保有する場合、無償配管のような事業形態が生じ、スイッチングが制約されないか。
- ③では、実質的な価格低減効果はなく、また一括事業者は受ガス実態を有しないのではないか。

②一括契約・導管事業者保安・短期契約・低圧モデル



③一括契約・一括事業者保安・短期契約・低圧モデル



<評価項目>

価格競争促進効果

- 導管事業者から一括事業者への経費移転（各戸検針、各戸マイコンメーター設置等、内管保安）
- 経費増（一括事業者マージン、一括メーター設置等）

スイッチング選択肢

- 最終使用者の各戸単位契約と一括事業者の一棟単位契約
- 施設の保有者は一括事業者かガスの使用者か

需要家保護

- 法的担保の有無（ガス事業法上の規定が適用されるか）

受ガス実態

- 一括事業者を需要家とみなしうる業務実態の有無

保安水準

- ガス漏れのような非常時における連絡や対応の迅速さ

内管保安に関するこれまでの議論①

- 平成25年11月から総合資源エネルギー調査会基本政策分科会ガスシステム改革小委員会及び、平成26年2月から産業構造審議会保安分科会ガス安全小委員会においてガスシステム改革について議論を開始。(ガスシステム改革小委では第9回、ガス安全小委では第4回～第9回)
- 需要家の選択肢拡大と競争活性化に資するガスシステム改革での議論に合わせ、保安レベルの維持・向上を前提とした望ましい保安のあり方を検討。

＜各委員会の委員一覧＞

ガスシステム改革小委	
山内 弘隆	一橋大学大学院商学研究科教授
引頭 麻実	大和総研常務執行役員
柏木 孝夫	東京工業大学特命教授
橘川 武郎	一橋大学大学院商学研究科教授
古城 誠	上智大学法学部教授
杉本 まさ子	日本消費生活アドバイザー・コンサルタント協会理事
永田 高士	公認会計士
松村 敏弘	東京大学社会科学研究所教授

ガス安全小委

豊田 政男	大阪大学 名誉教授	水流 聡子	東京大学 特任教授
青木 栄	ガス警報器工業会 専務理事	東嶋 和子	科学ジャーナリスト
秋山 裕司	日本ガス機器検査協会 専務理事	富田 鏡二	日本ガス協会 常務理事
梅村 章	名古屋大学 教授	堀 宗朗	東京大学地震研究所 教授
大河内 美保	主婦連合会 参与	三浦 佳子	消費生活コンサルタント
織 朱實	関東学院大学 教授	宮村 鐵夫	学校法人中央大学 教授
倉淵 隆	東京理科大学 教授	安田 慎一	高圧ガス保安協会 理事
早田 敦	電気事業連合会 工務部長	安田 進	東京電機大学 教授
立原 孝夫	全国LPガス協会 理事	吉川 知恵子	明大昭平・法律事務所 弁護士
辻 英人	全国ガス労働組合連合会 中央執行委員長	和田 眞治	日本コミュニティーガス協会 副会長

内管保安に関するこれまでの議論②

●【論点】

①技術基準適合維持義務、②内管の漏えい検査、③消費機器の調査・危険発生防止周知、④緊急時の対応義務の保安責任の所在はどうあるべきか。

(それぞれ小口・大口、灯外内管・灯内内管などの場合分けを行い議論を実施)

●【検討の主な視点】

①より高い安全の担保／②社会全体の効率性／③新規参入者の参入しやすさ

●【委員コメントのポイント】

①毎年変わる可能性のある事業者が多数参入することで、責任の所在が曖昧になり、緊急時などの保安管理が困難となる。

②ガス導管事業者には、長年の経験からの知見、ノウハウ、情報が一義的に確保されている。

③保安体制を有しない新規参入者にとっては、保安体制確保は参入障壁となる。

●【結論】

➤ ガス工作物全体として、実際の保安責任を担ってきた**ガス導管事業者が、引き続き、内管の保安（漏えい検査、緊急保安、工事の品質管理等）を担うことが適当。**

(緊急保安については、円滑な実施の観点から、ガス小売事業者も一定の役割と責務を果たすことが必要。)

➤ ガス消費機器の保安（消費機器の調査・危険発生防止周知）については、需要家の消費機器情報を把握でき、需要家との接点機会の多い新ガス小売事業者が担うことが適当。

<参考> 内管保安の議論における各委員からのコメント

<導管事業者が責任を負うことについての賛成意見>

〈松村委員 (東京大学社会科学研究所教授)〉 (平成26年5月29日)

・毎年毎年かわる小売事業者がその責任を負わせるというのは、保安の面で私は極めて心配です。これはネットワーク事業者がずっと請け負ってれば、一義的にずっと情報というのは蓄積されるということになるわけですから、このことが本当に重要だったとすれば、ネットワーク事業者に寄せるというほうがはるかに自然なのではないでしょうか。

〈杉本委員 (日本消費生活アドバイザー・コンサルタント協会理事)〉 (平成26年5月29日)

・緊急時対応ですけれども、現在のガス事業者は、体制が構築されて長年の間の経験から知見、ノウハウを持っていますが、全ての新ガス小売事業者が、特に既存ガス事業者以外の参入者が同じレベルで担保できるかどうかということに疑問を持っています。・たくさんの事業者が入ると責任が曖昧になって、緊急時の対応が困難になるのではないかとこのように感じています。

〈北村オブザーバー (関西電力グループ経営推進本部副本部長)〉 (平成26年5月29日)

・結論から申し上げますと、事務局資料3の論点にございました①案の、新ガス導管事業者が一義的に保安責任を担うとすることが適当であると考えております。
・電気事業の保安体制を構築している当社におきましても、ガス保安体制構築に多大な要員と時間を要したことを考えますと、このような体制を有しない新規参入者は相当な負担を強いられるわけございまして、保安は実質参入障壁となっていると考えます。

〈早田委員 (電気事業連合会 工務部長)〉 (平成26年6月9日)

・「それぞれの保安業務は分離できるのか、一体としてみるべきか」という留意点を書いてございますけれども、私どもとしましては、この保安業務は分離することなく、一体、一元的に実施管理すべきものではないかと考えているところでございます。

〈倉淵委員 (学校法人東京理科大学 教授)〉 (平成26年6月9日)

・やはり今のような迅速な保安体制を維持するためには今の体制を維持することが大変大事ではないかと思えます。

〈大河内委員 (主婦連合会 参与)〉 (平成26年12月10日)

・私はこの議論の初めのときから、新ガス導管事業者が全部の項目を一括して持ってもらいたいと主張してきたので、その点では消費機器の調査が、新ガス小売事業者に整理されて委託されたということは残念に思っています。(中略) ガス漏れと違って、臭いもない不完全燃焼による中毒というのは、気づいたときにはもうどうしようもないという事故につながってしまうから、その調査には専門性が必要だと思いますし、消費機器の調査というのが外部委託されるケースも多くなってくると考えると、高齢者をねらって敷地内に立ち入る点検商法が増えることも心配しています。

<導管事業者が責任を負うことについての反対意見>

〈松村オブザーバー (日本コミュニティガス協会専務理事)〉 (平成26年5月29日)

・小売事業者がお客様の選択を求めるときに、保安というサービスというものも当然入る、選択の要素になるだろうと思っていますので、小売事業者が基本的には責任を持つべきだというふうに思っています。

〈和田委員 (日本コミュニティガス協会副会長 (日本瓦斯株式会社代表取締役社長) (代理 松村)〉 (平成26年6月9日)

・まず保安責任という業務のところは新ガス小売事業者がもって、あとはこれを委託することができる形にすると、公平な形、あるいは中立性を担保する形で委託ができる形にするというのが望ましいのではないかと考えています。



〈和田委員 (日本コミュニティガス協会副会長 (日本瓦斯株式会社代表取締役社長) (代理 松村)〉 (平成26年9月12日)

・結論から申し上げますと、保安の整理であろうと思っています。要望として申し上げますけれども、面的な広がりということではなくて、敷地で完結するような部分については(保安の委託が)可能なのではないのでしょうかということを申し上げておりますので、できるだけ広げる方向で柔軟な形で考えていただきたくお願いいたします。

〈立原委員 (一般社団法人全国LPガス協会 理事)〉 (平成26年9月12日)

・最終的にお客様の保安の確保を前提にお決めいただいたということで、総論では賛成させていただきたいと思っています。保安業務については、松村代理からもお話をいただきましたけれども、委託が可能となれば、私どもLPガス事業者はそれに対応できるような業者がいますので、配慮していただきたいと思います。

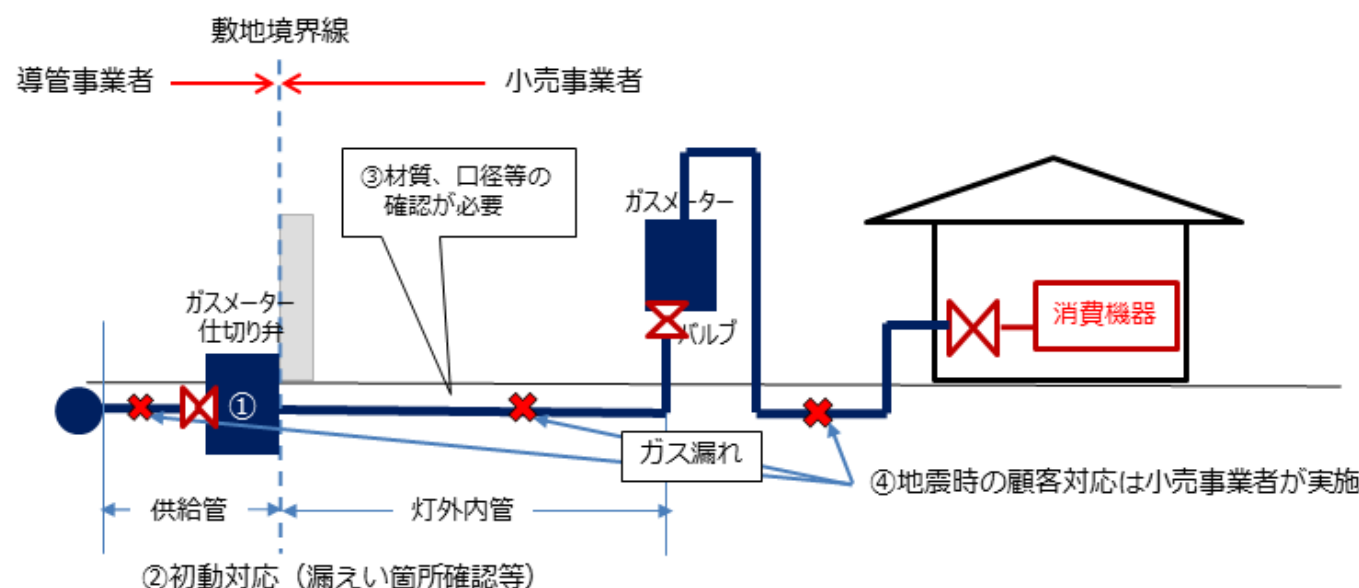
内管の保安責任に関する課題 (考察)

- 導管事業者が、内管の保安責任を負うことによって、これまで長年にわたり蓄積された知見や経験、ネットワークとしての面的一体な管理と体制等により、通常保安業務（漏えい検査・内管工事）、緊急保安業務のほか、大規模災害時対応を含めた諸課題に対して、迅速かつ効率的な対応が可能となる。
- 仮に、小売事業者が内管の保安責任を有する場合は、LP事業者等のガスのノウハウを有する事業者も含めた新規参入事業者の全ての事業者において、通常保安業務、緊急保安業務から、大規模災害時対応までといった広範かつ高度で専門性の高い現場の状況に応じた的確な対応が可能となるかの点において懸念が生じる。
- 需要家の選択肢拡大と競争活性化に資するとの今般のガスシステム改革においては、ガス工事やガス保安の知見や体制を有していない者の自由な新規参入をも想定した仕組みとしている。したがって、内管の責任区分の変更は、ガスのノウハウを有しない者にとってのガス小売事業への新たな参入障壁となり、小売自由化の意義を損なうこととなる。

敷地境界線で保安責任を担う者が変わることへの懸念 (イメージ)

仮に、敷地境界線（供給管と内管）で保安責任を担う者が変わることで、以下のコスト増加や保安レベル低下の可能性が見込まれる。

- ①責任分界地点（敷地境界線）における仕切り弁、ガスメーターの新規設置
- ②供給管又は内管の埋設部に漏えいが発生した場合の緊急時対応の二重化（初動対応）
 - ・現行では導管事業者が一元的に対処しているが、敷地境界線で保安責任が変わることにより、漏えい箇所の特定ができていない場合において、導管事業者と小売事業者が両者同時に対応することになる。また、導管事業者と小売事業者がそれぞれで対応し、事故情報の覚知や共有に時間を要することで、二次災害の発生や拡大の懸念が増す。
 - ・導管事業者と小売事業者が別々に要員確保、車両・拠点整備をすることで、社会的コストが増加する懸念がある。
- ③導管事業者と小売事業者との間で、配管の設置状況、検査履歴等を相互に共有する新たなシステムの構築が必要となる。
- ④地震等大規模災害時の顧客対応
 - ・導管事業者は、面的・一体的な対応が可能である一方、小売事業者は、点在する顧客に個別対応する必要があるため、社会全体としてみた効率的な災害対応力の低下を招き、顧客サービスへの不満や不公平感を増長しかねない。



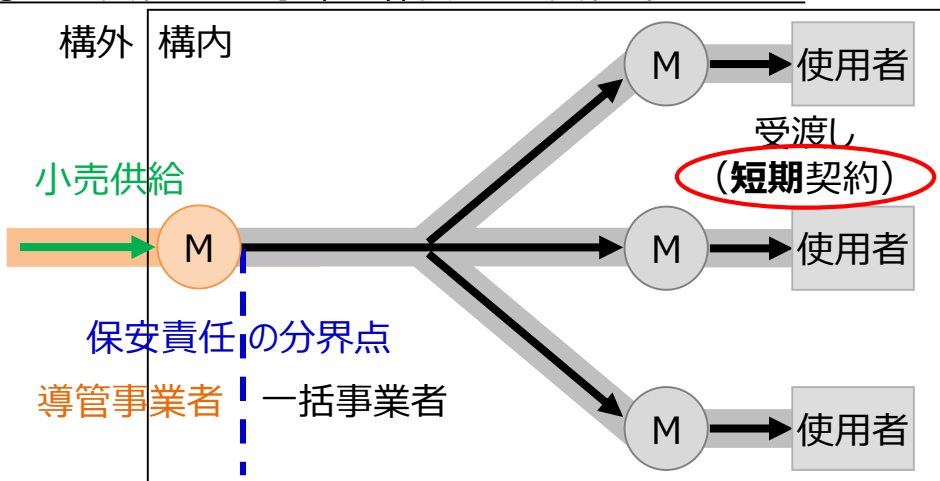
平成29年 事故実績 (件)	
灯外内管	107
供給管	33

※ガス事業法に基づき報告のあった件数であり、ガス漏れの結果として、火災・爆発や避難誘導、交通困難等をもたらした事故をいう。
(事故総件数は407件)

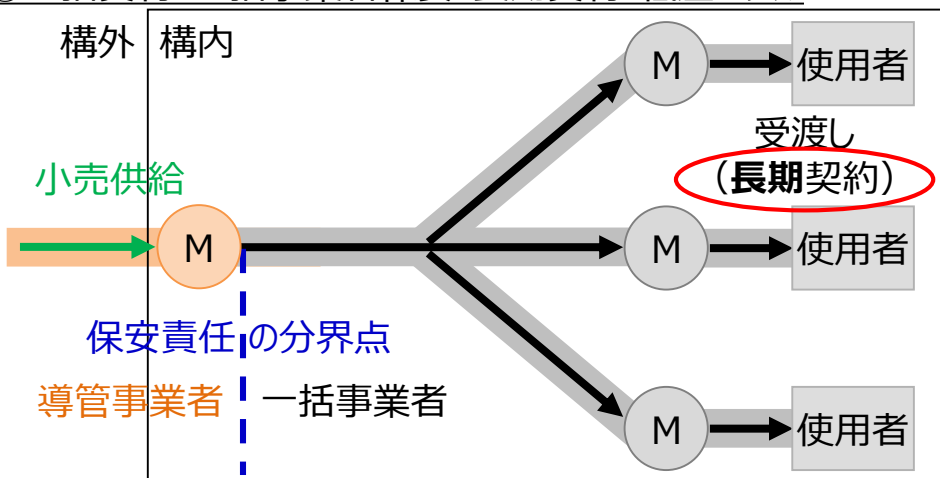
事業要素3：契約期間（③短期契約と④長期契約の比較）

- 事業モデル③では、契約期間が1年程度の短期だが、④では、一括受電のような10-15年の長期となる。
- ④では、そもそも長期契約が合理化される事由はあるか。長期契約による価格低減効果はあるか。
- また、長期の契約期間中に使用者のスイッチングニーズが生じた場合に、スイッチング制約が生じないか。

③一括契約・一括事業者保安・短期契約・低圧モデル



④一括契約・一括事業者保安・長期契約・低圧モデル



<評価項目>

価格競争促進効果

- 導管事業者から一括事業者への経費移転（各戸検針、各戸マイコンメーター設置等、内管保安）
- 経費増（一括事業者マージン、一括メーター設置等）
- 経費減（長期契約による営業コストの低減）

スイッチング選択肢

- 最終使用者の各戸単位契約と一括事業者の一棟単位契約
- 施設の保有者は一括事業者かガス使用者か
- 契約期間中に使用者のスイッチングニーズが生じる可能性

需要家保護

- 法的担保の有無（ガス事業法上の規定が適用されるか）

受ガス実態

- 一括事業者を需要家とみなしうる業務実態の有無

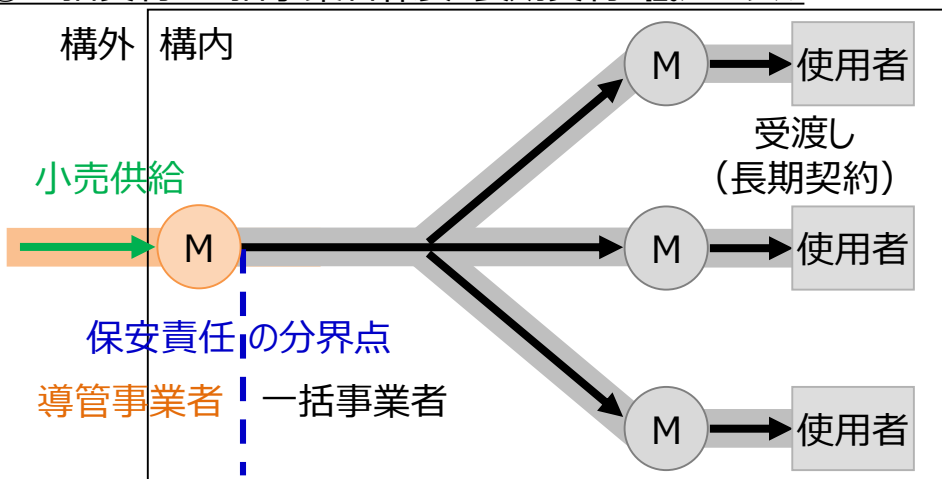
保安水準

- ガス漏れのような非常時における連絡や対応の迅速さ

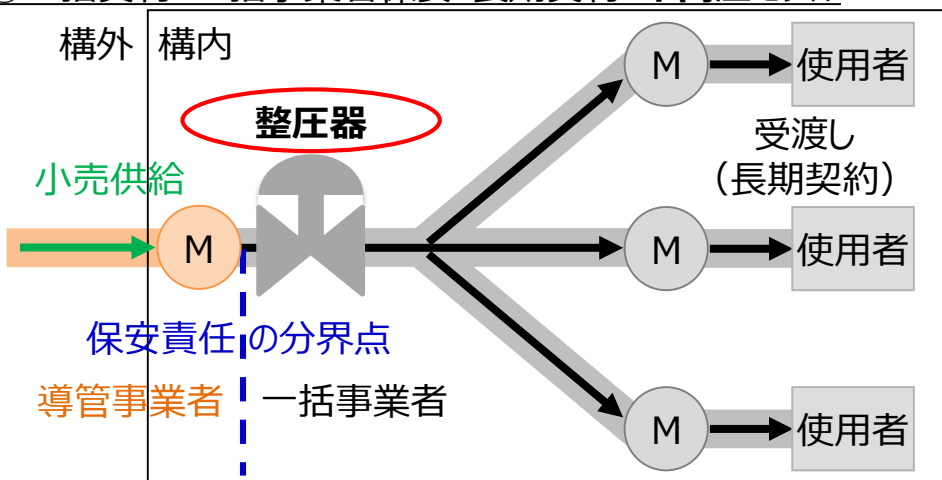
事業要素4：引き込み圧力（④低圧引き込みと⑤中高圧引き込みの比較）

- 事業モデル④では、低圧導管が敷設されるが、⑤では、中高圧導管と整圧器が設置され、整圧器の維持・管理を一括事業者が担う。
- ⑤では、整圧器の維持・管理を一括事業者が担うことで、一括事業者が受ガス実態を有すると見なせるか。
- ⑤では、整圧器を一括事業者が保有した場合、無償配管のような事業形態が生じ、スイッチングが制約されないか。
- ⑤では、低圧引き込みが通常の物件であって中高圧引き込みを行った場合、整圧器のコストが経費増要因となるか。

④一括契約・一括事業者保安・長期契約・低圧モデル



⑤一括契約・一括事業者保安・長期契約・中高圧モデル



<評価項目>

価格競争促進効果

- 導管事業者から一括事業者への経費移転（各戸検針、各戸マイコンメーター設置等、内管保安）
- 経費増（一括事業者マージン、一括メーター設置等、**整圧器設置等※**）
※住宅と商業施設の複合施設等では中圧引き込みの場合あり。
- 経費減（長期契約による営業コストの低減）

スイッチング選択肢

- 最終使用者の各戸単位契約と一括事業者の一棟単位契約
- **施設の保有者は一括事業者かガスの使用者か**
- 契約期間中に使用者のスイッチングニーズが生じる可能性

需要家保護

- 法的担保の有無（ガス事業法上の規定が適用されるか）

受ガス実態

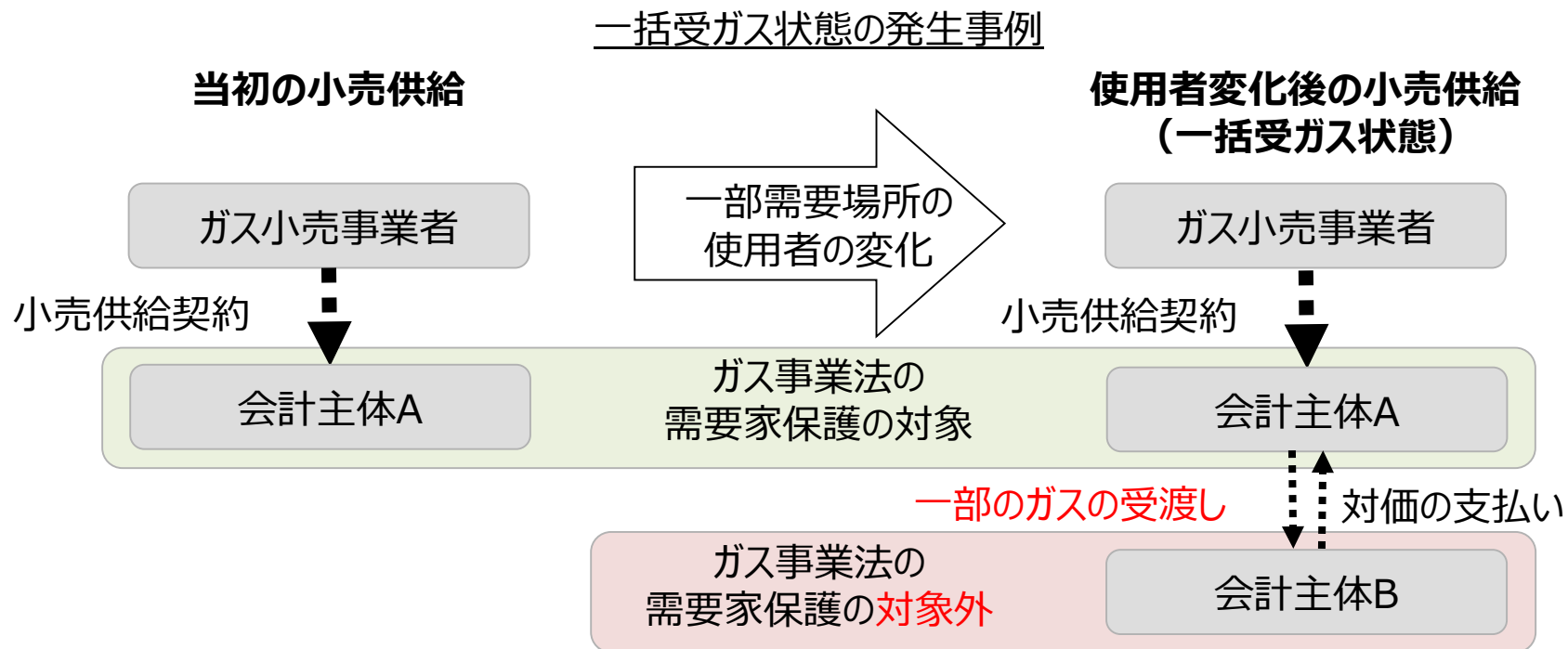
- **一括事業者を需要家とみなしうる業務実態の有無**

保安水準

- ガス漏れのような非常時における連絡や対応の迅速さ

(参考) 是正中の一括受ガス状態の事案

- 旧一般ガス事業者の小売供給案件中で、本来、個別の最終使用者と契約を結ぶ必要があるにも関わらず、複数の最終使用者を束ねた契約がとられている事例が発見された。
- こうした事例の多くは、当初は供給契約が適切に結ばれていたものの、事後的に供給場所に供給契約の主体と異なる会計主体が登場して生じたものである（例：百貨店のテナントに資本関係のない法人が事後的に入った場合）。
- 経済産業省は小売全面自由化前に当該事案を覚知し、2016年11月11日付けで、旧一般ガス事業者に対し、契約内容の是正を求める事務連絡を発出している。



(参考) 電力・ガス基本政策小委員会での一括受電に関する議論

- 第12回電力・ガス基本政策小委員会（2018年11月8日）では、共同住宅等に対する電気の一括供給の在り方に関し、事務局から検討課題の提起があった。

第12回電力・ガス基本政策小委員会（2018年11月8日）資料8 事務局資料より抜粋

今後の検討課題

- 一括受電事業者は、電気事業法上、需要家と位置付けられているため、小売電気事業者と異なり、供給条件の説明義務や、苦情処理義務等が課せられておらず、報告徴収等の対象ともなっていないのが現状。
- 他方で、電気の一括供給についての需要家保護の在り方については過去に検討しており、これまで既に多くの事業者により、このようなビジネスモデルが展開されていることにも配慮しつつ、今後、どのように需要家保護を図っていくのかを、一括供給事業の実態を踏まえながら検討を進めることとしてはどうか。

小委員会での委員の意見概要

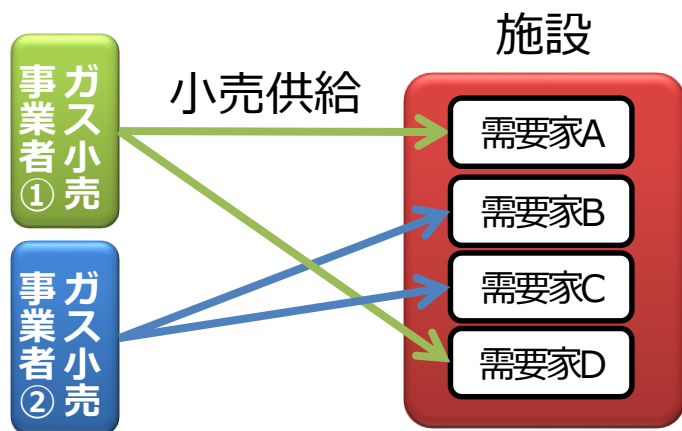
- 今回論点出しいただいたように、高圧一括受電については問題視しつつみていく必要があると思う。
- 一括受電は完全にホールドアップ問題化しており、一括受電事業者と管理組合の契約を各戸が見えない中で、仮に重要事項説明において説明を受けたとしても、その上で契約をしないという入居者がどれほどいるのかという点も気になる。
- 一括受電については何等かの規律を設けたほうがいいのかという問題意識は共有しておく。

(参考) 一括受ガスの概要

- 一括受ガスとは、施設の管理事業者等が、小売供給契約上の需要家としてガスを一括して調達し、調達したガスを最終的な使用者へ受け渡す行為をさす（注）。

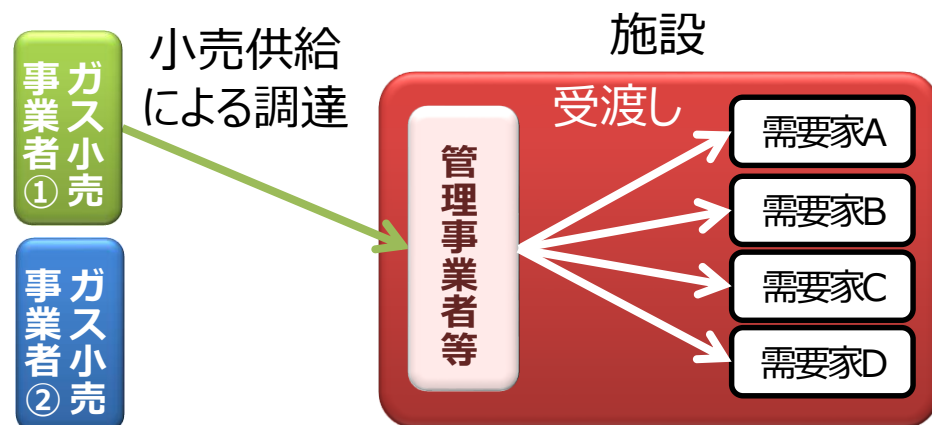
通常の小売供給のイメージ

小売供給契約の主体は**最終需要家**



一括受ガスのイメージ

小売供給契約の主体は**管理事業者等**



(注) 施設共用部にガス消費機器があり、管理事業者自身が当該機器で消費するガスの「最終的な使用者」になる場合と、管理事業者自身で消費するガスがない場合があるが、いずれの場合も施設各戸の居住者等が消費する全てのガスを管理事業者が購入し、これを各戸の居住者等に受け渡す行為を伴う。